第十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「特定共済組合（法第九条の二第七項に規定する特定共済組合をいう。）、火災共済協同組合、法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会（法第九条の九第四項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）」を「特定共済組合等」に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第百四十九条第一項第一号ヨに規定する繰延税金資産（規則第八十五条第三項第一号ヨに規定する繰延税金資産をいう。以下同じ。）の不算入額（以下この条において単に「不算入額」という。）は、支払準備金、責任準備金、契約者割戻準備金及び評価・換算差額等（規則第百四十九条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この条において「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額（当該控除した残額が零未満となる場合は、零）とする。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない特定共済組合（法第九条の二第七項に規定する特定共済組合をいう。）、火災共済協同組合、法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会（同条第四項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）については、零とする。

一　規則第百四十九条第一項第一号及び第二号に掲げる額

二　その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。）

三　第四項第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

四　第四項第二号に掲げる額

第十二条に次の六項を加える。

5　前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下この条において「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第百四十九条第一項第六号の行政庁が定めるものの額は、前項各号に定める額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

6　前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌事業年度以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7　第四項第三号に定める額については、同項の規定にかかわらず、繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した額を限度として算入することができるものとする。

8　第四項第四号ロに掲げる期限付劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあっては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）の額については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9　第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である特定共済組合等の任意であり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一　当該償還等を行った後において当該特定共済組合等が十分な支払余力比率を維持することができると見込まれるとき。

二　当該償還等の額以上の額の出資金の調達を行うとき。

10　第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である特定共済組合等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第十四条第一項第二号中「次に掲げるリスク相当額」を「別表第二に掲げる地震災害リスク相当額及び風水害リスク相当額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第三項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第四項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第五項中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第六項第一号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同項第二号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条第七項中「別表第八」を「別表第九」に改める。

第十五条第二号を次のように改める。

二　第十二条第四項第一号に掲げる共済掛金積立金等余剰部分の額

第十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条第四項第二号に掲げる契約者割戻準備金未割当部分の額

本則に次の一条を加える。

（劣後特約付金銭消費貸借）

第十六条　規則第百九十八条第一項第六号の行政庁が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一　担保が付されていないこと。

二　その弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一（第十四条第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	○・○六％
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	○・○○六％
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	一％
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	○・三％
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	○・七五％
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十三％
自動車リスク		二十二％
傷害リスク		三十三％
その他のリスク（生命及び身体障害）		三十四％
その他のリスク（損害）		四十一％